

健康くまもと21推進会議運営要綱

制定	平成25年	6月24日	市長決裁
改正	平成28年	3月31日	健康づくり推進課長決裁
	平成29年	4月30日	健康福祉局長決裁
	平成30年	3月28日	市長決裁
	令和2年	4月22日	健康福祉局長決裁
	令和2年	10月30日	健康福祉局長決裁
	令和5年	3月17日	健康づくり推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、健康くまもと21推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 健康くまもと21基本計画、食の安全安心・食育推進計画及び歯科保健基本計画に関すること。
- (2) 健康づくりのための事業に関すること。
- (3) 健康づくりのための環境整備に関すること。
- (4) 地域保健、職域保健の連携推進に関すること。
- (5) 食の安全安心に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民の健康づくりに必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員34人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉関係者
- (3) 食の安全安心関係者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 推進会議は、地域保健法(昭和22年法律第101号)第4条に規定する基本指針等による地域職域連携推進協議会を兼ねる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理するものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 熊本市情報公開条例(平成10年条例第33号)第7条各号に規定する不開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(書面会議)

第7条 会長は、緊急の必要性があり審議会の会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場

合は、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 前項に規定する書面による審議を行ったときは、会長はその後に招集される会議の前までに、速やかに審議の結果を報告しなければならない。

(部会)

第8条 推進会議会長は、会長が必要があると認めるときは、第2条各号に掲げる事項に係る特定の事項、専門的な事項等について調査審議するための部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会には部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、当該部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第9条 推進会議の事務局は、健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課に置く。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

健康くまもと21推進会議部会運営要領

制定 平成30年 3月28日 市長決裁

改正 令和 2年10月30日 健康福祉局長決裁

令和 5年 3月24日 健康福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、健康くまもと21推進会議運営要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき設置する健康くまもと21推進会議部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、健康くまもと21推進会議会長（以下「会長」という。）が必要と認める、特定の事項、専門的な事項について調査審議を行う。

(会議)

第3条 部会は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 要綱第8条第1項の規定により健康くまもと21推進会議に置く部会は、次に掲げる部会とする。

(1) 食の安全安心・食育部会

(2) 歯科保健部会

(3) がん部会

4 会長及び部会長は、必要と認めるときは特定の事項等を審議する策定委員会を設置することができる。

(書面会議)

第4条 部会長は、緊急の必要性があり審議会の会議を招集する時間がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

2 前項に規定する書面による審議を行ったときは、部会長はその後に招集される会議の前までに、速やかに審議の結果を報告しなければならない。

(検討結果)

第5条 部会長は、健康くまもと21推進会議に部会における検討結果を報告するものとする。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、健康福祉局健康福祉部健康づくり推進課に置く。ただし、要綱第2条第1項第5号に掲げる事項の事務局は、健康福祉局保健衛生部食品保健課に置く。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。